

盛岡広域都市計画都市施設（下水道）の変更案について

1 都市計画変更の概要

下水道については、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等、都市活動を支えるうえで必要不可欠な施設であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第13条第11項の規定により、市街化区域については少なくとも都市施設として下水道の排水区域を定めるものとなっており、本市においては下水道（滝沢公共下水道）の排水区域を市街化区域全域としている。

よって、盛岡広域都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）に伴い、滝沢公共下水道の排水区域を変更するものである。

2 都市計画変更の案に対する意見書について

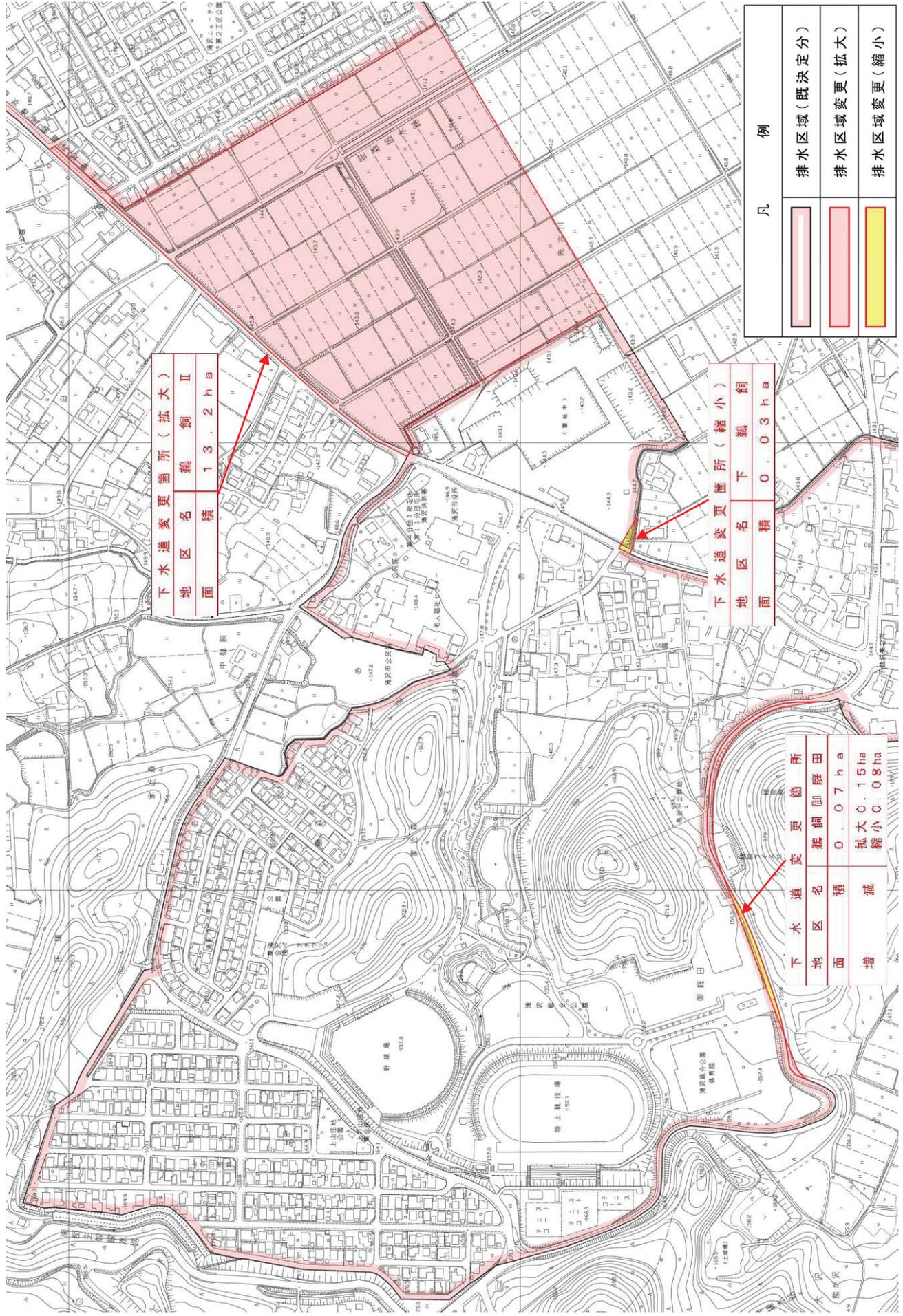
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更するため、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、令和3年12月10日に告示し、都市計画の変更案を2週間、公衆の縦覧に供した。

なお、同法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出はなかった。

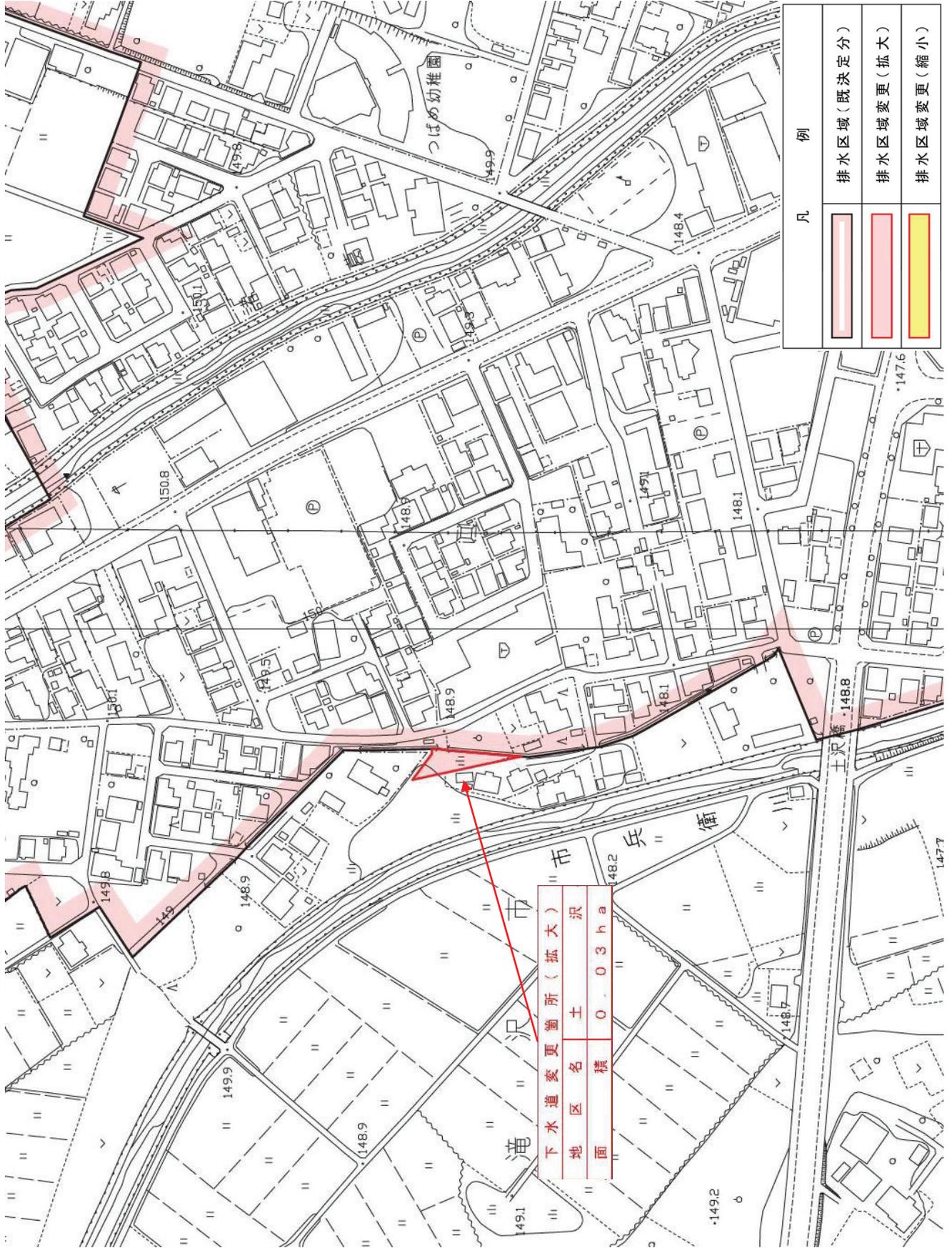
3 都市計画変更の経緯の概要

日 程	変 更 手 続 き	備 考
R3. 8. 25	滝沢市都市計画審議会（事前説明）	
R3. 9. 24 ～R3. 10. 22	変更素案の縦覧及び公述申出受付	縦覧者なし 公述申出なし
R3. 10. 15	変更素案の説明会	参加者3名
R3. 10. 29	公聴会	※公述申出がなかったため中止
R3. 12. 10 ～R3. 12. 24	変更案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R3. 12. 16	変更案の説明会	参加者1名
R4. 1. 17	滝沢市都市計画審議会（本審議）	
R4. 2（予定）	岩手県知事協議	
R4. 3（予定）	都市計画変更告示	

盛岡広域都市計画都市施設(下水道)の変更



盛岡広域都市計画都市施設(下水道)の変更



下水道変更箇所(拡大)	
地区名	沢
面積	0.03 ha

凡 例	
	排水区域(既決定分)
	排水区域変更(拡大)
	排水区域変更(縮小)

(参考) 新旧対照表

(旧)

盛岡広域都市計画下水道の変更 (滝沢市決定)

1. 下水道の名称 滝沢公共下水道
2. 排水区域
「排水区域は、総括図表示のとおり」
(備考) 面積 約 712ha (うち処理区域約 712ha)

3. 下水管渠

名称	位置		備考
	起点	終点	
巢子幹線	滝沢市狼久保	滝沢市狼久保	

「区域は計画図のとおり」

(新)

盛岡広域都市計画下水道の変更 (滝沢市決定)

1. 下水道の名称 滝沢公共下水道
2. 排水区域
「排水区域は、総括図表示のとおり」
(備考) 面積 約 726ha (うち処理区域約 726ha)

3. 下水管渠

名称	位置		備考
	起点	終点	
巢子幹線	滝沢市巢子1544番地	滝沢市巢子1544番地	

「区域は計画図のとおり」